

社長のための勉強

令和3年2月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

在宅勤務に係る費用負担

国税庁は「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を公開し、リモートワークなどで必要となった光熱費や通信費などについて、給与として課税する必要がないという見解を明らかにしました。

1. 在宅勤務手当

在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

2. 在宅勤務に係るパソコンの支給

企業が所有するパソコンを従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として必要はありませんが、企業が従業員にパソコンを支給した場合（所有権が従業員に移転する場合）には、従業員に対する現物給与として課税する必要があります。

3. レンタルオフィス

自宅で在宅勤務をするスペースのない従業員に対して、自宅近くのレンタルオフィスで在宅勤務を行った場合、①従業員が在宅勤務に必要な費用としてレンタルオフィス代を立替払いし、かつ、②業務に使用したものとして領収書を企業に提出してその代金が精算されているものについては、従業員に対する給与として課税する必要はありません。